

令和3年白川町議会第2回臨時会会議録

1. 応招年月日 令和3年8月30日（月）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 日程第1 | 仮議席の指定 |
| 日程第2 | 議長の選挙 |
| 追加日程第1 | 副議長の選挙 |
| 追加日程第2 | 議席の指定 |
| 追加日程第3 | 会議録署名者の指名 |
| 追加日程第4 | 会期の決定 |
| 追加日程第5 | 常任委員の選任 |
| 追加日程第6 | 議会運営委員の選任 |
| 追加日程第7 | 議会広報編集委員の選任 |
| 追加日程第8 | 同第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 追加日程第9 | 議員派遣について |

3. 出席議員 杉山哉史君、伊佐治優君、三戸勝徳君、
田口守也君、佐伯好典君、梅田みつよ君、
藤井宏之君、渡邊昌俊君、安江孝弘君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	細江茂樹君、	副町長	佐伯正貴君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	安江章君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	藤井勝則君、
保健福祉課長	三宅正仁君、	農林課長	藤井寿弘君、
建設環境課長	藤井充宏君、	教育課長	大岩裕樹君、
会計管理者	今井健吾君		

6. 職務のために出席した者

事務局次長	今瀬恵美君、	書記	藤澤憂貴子君、
書記	今井寧菜君		

7. 会議の経過

（事務局次長 今瀬恵美君）

- 事務局次長 皆さん、おはようございます。本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、年長の安江孝弘議員に臨時議長をお願いしたいと思います。安江議員、議長席へお願

い致します。

(臨時議長 9番 安江孝弘君、議長席に着任)

- 臨時議長 　ただ今、紹介いただきました年長議員の安江孝弘でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い致します。
- 臨時議長 　ただ今の出席議員は全員であります。よって、会議は成立しました。
- 臨時議長 　ただ今から、令和3年白川町議会第2回臨時会を開会します。
- 臨時議長 　ただちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 仮議席の指定

- 臨時議長 　日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただ今、着席の議席とします。

◇日程第2 議長の選挙

- 臨時議長 　日程第2「議長の選挙」を行います。
- 臨時議長 　お諮りします。正副議長の任期は、申し合わせにより、今任期中は1年としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 臨時議長 　ご異議なしと認めます。よって、今任期中における正副議長の任期は、申し合わせにより1年とすることに決定しました。
- 臨時議長 　議長の選挙は、投票により行います。議場の閉鎖を命じます。
(議場閉鎖)

- 臨時議長 　ただ今の出席議員は9名であります。9名であります但其の前に、私は皆さま方に一言、お願いをしたいと思っております。それは何かというと、今月17日に行われた町議会選挙、そして町長選挙。皆さん素晴らしい議員さんが出てこられました。本日、こうして臨時議会を開いて、これからの役職を決めてまいろうかと思っております。私は、今回ほど自分自身の選挙にほとんど呆れ、やはり時期がきたのだなと思っておりましたところ、前議長に「あんたが間違いなく当選するから頑張れ」ということで、私の方に当選が回って参りまして、ここに出てくる状況になったかと思っております。それが偶然にもこうゆう状況になってしまったが故に、昭和54年12月議会当選以来、ちょうどその時から、全町一区での選挙になりました。そして42年間、今回12期目の当選をさせて頂いて、非常にうれしいはずでしたけれども、当選はしたものの何も嬉しくなかった。しかし、ここで皆さんにお願いしたいのは、この42年の議会活動、活動できなかったかもしれないが、皆さまと共にやってきたところで色々な問題点がたくさんありました。若い議員の時は、「手前は黙っとれ」それで済まされてしまいました。当時はどうにもならない人であったけれども強い議

員さんがおられ、その人に言われると、しゅんとしてしまう。しかし、今の議会はそれぞれ紳士の方ばかりで、そうした問題が何もなく素晴らしい議会ができたと思っております。今、私は非常に恥ずかしく思っていることは、私も町長選挙に立候補させていただいたこともあり、見事に落選をしました。そしてその次の年には、また議会の選挙があつて立候補したら非常に叱られました。町長をやるものがなぜ議員に出るんだと叱られましたけれども、当選させていただいて、ここで仮議長をやれという大変記念すべき場所を与えてくださって、本当に感謝しております。これからの議会というものは大変なことが起きてまいります。どうかそれぞれ一人一人が自分の責任をもってやってほしい。今までは、勤めがあるから来れないとか、あるいは今日はお祭りだから来れないとか、そういった勝手主義な議員さんもおられたことは事実でございます。議員をやる以上、特定な集落の役職にはついてほしくない。そして議員として全うしていただきたいということを、わたくしはここで皆さんにお願いをして、これからの白川町が、素晴らしい白川町になること、これだけ人口が減ってまいりますと白川町も大変になってまいります。だんだんと川辺の比久見へ家が引き越してしまう。そんなことにならないように、皆さん9名が一致団結して白川町のこれからの時代を作り上げていただくことを心からお願いを申し上げて、わたくしのあいさつとさせていただきます。議事進行をしていきたいと思っております。

- 臨時議長 立会人を指名します。
白川町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席1番 杉山哉史君、仮議席2番 伊佐治優君を指名します。
- 臨時議長 投票用紙を配布させます。
(事務局職員 投票用紙配布)
- 臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)
- 臨時議長 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。
(事務局職員 投票箱を開き、中を全員に見せ確認を得た後、施錠し、中央演壇に置く)
- 臨時議長 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局次長の点呼により、投票記載所において、被選挙人の指名を記載の上、順次投票をお願いします。投票を開始します。点呼を命じます。
(事務局次長 今瀬恵美君)
- 事務局次長 それでは、議長選挙の点呼を行います。1番 杉山哉史君、2番 伊佐治優

君、3番 三戸勝徳君、4番 田口守也君、5番 佐伯好典君、6番 梅田みつよ君、7番 藤井宏之君、8番 渡邊昌俊君、9番 安江孝弘君。

- 臨時議長 投票漏れはありますか。
(「なし」の声あり)
- 臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
議場の開鎖を命じます。
(議場開鎖)
- 臨時議長 ただ今から、開票致します。杉山哉史君、伊佐治優君の立会を求めます。
(開票)
- 臨時議長 開票が終わりました。
選挙の結果を事務局次長をして報告させます。
(事務局次長 今瀬恵美君)
- 事務局次長 議長選挙の開票結果を報告します。
投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票、法定得票数は3票です。選挙の結果、藤井宏之君 9票、従いまして当選人は、藤井宏之君と決しました。
- 臨時議長 ただ今、報告のとおり、藤井宏之君が議長に当選されました。
- 臨時議長 ただ今、議長に当選された藤井宏之君に対し、白川町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知し、議長席に着任されるようお願いいたします。
- 臨時議長 なお、可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂消防事務組合、以上、3組合の議会の議員は、それぞれの組合の規約により、議長がこれに当たることとなっていますので、ご承知のほどお願いいたします。
- 臨時議長 では、ただ今、当選をされました藤井宏之君から、発言の許可を求められましたので、これを許可します。
(議長 藤井宏之君、正面右側前方に出て議員の方へ面する)
- 議長 ただ今、先輩議員がおられる中で、議長選挙で議長に当選させていただきました藤井宏之です。よろしく申し上げます。元々、その様な器ではございませんが、新米の議長として皆さま方から温かいご指導ご鞭撻をいただきながら、1年間職務にあたりたいと思っております。それに辺り、議員の皆様、執行部の皆さま方にも温かいご指導ご鞭撻を賜りますよう、申し上げます。
今回、自分の抱負というか一言申し上げたいと思います。特に、今回、安江臨時議長も言われましたように、新しく4人も議員さんが、私共と一緒にこれから議会に携わっていただけるということで、本当に心強く喜んでいる1人です。こうした中で、先ほども言われましたように課題もたくさんあるようですけれども、この課題の多い中9人で力を合わせて議会が進んでいくことが、町民の皆様にも開かれた議会作りに向けて邁進していけるのではないかと

いうふうに思っております。そういった中で、今後の課題も出てくると思いますが、議会基本条例にも記してありますように、いろんな局面に対しても全会一致で進めるような、そんな議会に皆さんで共にお力を頂いて進めていきたいと思っておりますので、これからの議会、そして皆様のご協力をお願いして簡単ですけれども、わたくしの議長に際しての抱負を少し述べさせていただいて、当選のお礼とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(拍手あり)

- 臨時議長 以上をもって議長の選挙を終わります。
暫時休憩します。(午前10時20分)
(藤井宏之君、議長席に着席)
- 議長 再開します。(午前10時21分)
◇追加日程第1 副議長の選挙
- 議長 追加日程第1「副議長の選挙」を行います。
副議長の選挙は、投票により行います。議場の閉鎖を命じます。
(議場閉鎖)
- 議長 ただ今の出席議員は、9名であります。
- 議長 立会人を指名します。
白川町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席3番 三戸勝徳君、仮議席4番 田口守也君を指名します。
- 議長 投票用紙を配布させます。
(事務局職員 投票用紙配布)
- 議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。
(事務局職員 投票箱を開き、中を全員に見せ確認を得た後、施錠し、中央演壇に置く)
- 議長 異常なしと認めます。
念のため、申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局次長の点呼により、投票記載所において、被選挙人の指名を記載の上、順次投票をお願いします。投票を開始します。点呼を命じます。
(事務局次長 今瀬恵美君)
- 事務局次長 それでは、副議長選挙の点呼を行います。1番 杉山哉史君、2番 伊佐治優君、3番 三戸勝徳君、4番 田口守也君、5番 佐伯好典君、6番 梅田みつよ君、7番 藤井宏之君、8番 渡邊昌俊君、9番 安江孝弘君
- 議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
議場の開鎖を命じます。
(議場開鎖)
 - 議長 ただ今から、開票致します。三戸勝徳君、田口守也君の立会を求めます。
(開票)
 - 議長 開票が終わりました。
選挙の結果を事務局次長をして報告させます。
(事務局次長 今瀬恵美君)
 - 事務局次長 副議長選挙の開票結果を報告します。
投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票、法定得票数は3票です。選挙の結果、渡邊昌俊君 9票。従いまして当選人は、渡邊昌俊君と決しました。
 - 議長 ただ今、報告のとおり、渡邊昌俊君が副議長に当選されました。
ただ今、副議長に当選されました渡邊昌俊君に対し、白川町議会会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選を告知します。
 - 議長 渡邊昌俊君から、発言の許可を求められましたので、これを許します。
(仮議席8番 渡邊昌俊君、正面左側前方に出て議員の方へ面する)
 - 仮議席8番 ただ今、副議長に当選を致しました。議長を助けまして、議会として今後、あるべき姿、しっかりとした議会運営をできるよう、議長と務めて参りたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。
(拍手あり)
- ◇追加日程第2 議席の指定
- 議長 追加日程第2「議席の指定」を行います。
暫時休憩します。(午前10時31分)
 - 議長 議席については、今までの慣例により、議長を9番、副議長を1番とし、あとは議長により決めさせていただいてよろしいですか。
(「異議なし」の声あり)
 - 議長 ご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。
 - 議長 再開します。(午前10時32分)
 - 議長 議席は、白川町議会会議規則第4条の規定により、議長が定めることになっています。議席番号及び氏名を事務局次長に朗読させます。
(事務局次長 今瀬恵美君)
 - 事務局次長 従来、本町議会では、議長を9番、副議長を1番とし、当選回数により議席を決定しております。今回もこれに倣い、議席の指定を行うことにしました。それでは報告します。

1番 渡邊昌俊君、2番 杉山哉史君、3番 伊佐治優君、4番 三戸勝徳君、5番 田口守也君、6番 佐伯好典君、7番 梅田みつよ君、8番 安江孝弘君、9番 藤井宏之君。以上です。

- 議 長 ただ今、朗読のとおり指定します。
暫時休憩します。(午前10時33分)
- 議 長 休憩中に議席を移動されるように、お願いします。
(休憩中 議席移動)
- 議 長 再開します。(午前10時34分)
◇追加日程第3 会議録署名者の指名
- 議 長 追加日程第3「会議録署名者の指名」を行います。
- 議 長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、
1番 渡邊昌俊君、2番 杉山哉史君を指名します。
◇追加日程第4 会期の決定
- 議 長 追加日程第4「会期の決定」の件を議題とします。
- 議 長 お諮りします。
今回の臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定しました。
- 議 長 ここで、議員協議会開催のため、暫時休憩します。(午前10時35分)
(8番 安江孝弘君 挙手)
- 議 長 安江孝弘君
- 8 番 会議が始まる前に、わたくしから議長に伝えたいことがあります。先ほど挨拶でも言いましたように、40数年12期目を当選させていただきました。今回、新人の方が4名当選されて参りました。私は、委員会には所属しますが、役員には指名しないでください。よろしくそのことを議長にお願いをしておきます。以上です。
- 議 長 それでは、議員協議会を開催しますので、第1会議室へ移動をお願いします。
(この間、議員協議会 開催)
◇発議第5号 白川町議会委員会条例の一部改正について
- 議 長 再開します。(午前10時52分)
ただ今、渡邊昌俊君から、発議第5号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の議案が提出されました。
- 議 長 本件は、所定の賛成者がいますので、成立しております。

○ 議 長 お諮りします。

追加日程第5「常任委員の選任」を追加日程第6とし、追加日程第6「議会運営委員の選任」を追加日程第7とし、追加日程第7「議会広報編集委員の選任」を追加日程第8とし、追加日程第8「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を追加日程第9とし、追加日程第9「議員派遣について」を追加日程第10とし、発議第5号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を追加日程第5として、ただちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、発議第5号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を追加日程第5として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決しました。

◇発議第5号 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○ 議 長 追加日程第5 発議第5号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。1番 渡邊昌俊君。

(1番 渡邊昌俊君 登壇)

○ 1 番 追加日程第5 発議第5号 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

発議第5号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、発議第5号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

○ 議 長 暫時休憩します。(午前10時56分)

○ 議 長 再開後は、常任委員の選任と委員の構成に入ります。執行部の職員は、町長、副町長、総務課長及び教育長を除いて退席していただくことにします。

なお、委員会構成等が終了しましたら、連絡しますので出席をお願いします。

◇常任委員の選任

○ 議 長 再開します。(午前10時59分)

追加日程第6「常任委員の選任」を議題とします。

総務常任委員会、予算決算審査常任委員会の委員の選任については、9人全

員の議員を指名し、ただちに委員長、副委員長を選任を行います。

○ 議長 常任委員長並びに副委員長は、白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの委員会において互選することになっております。よって委員会開催のため、暫時休憩します。(午前11時01分)

○ 議長 会議室は第1会議室を指定しますので、それぞれご協議をお願いします。
(委員長・副委員長互選のため各委員会開催)

○ 議長 再開します。引き続き会議を開きます。(午前11時21分)

○ 議長 ただ今、各常任委員会において互選されました委員長、副委員長を事務局次長をして報告させます。

(事務局次長 報告)

○ 事務局次長 総務常任委員会委員長 佐伯好典君、副委員長 三戸勝徳君、予算決算審査常任委員会委員長 杉山哉史君、副委員長 田口守也君、以上です。

◇追加日程第7 議会運営委員の選任

○ 議長 追加日程第7「議会運営委員の選任」を議題とします。

議会運営委員の選任については、議長において推薦委員を指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議がないようですので、推薦委員を指名します。

安江孝弘君、渡邊昌俊君、佐伯好典君、梅田みつよ君を指名します。

○ 議長 推薦委員の方は、別室において議会運営委員を選考してください。

暫時休憩します。(午前11時24分)

(推薦委員 別室で議会運営委員を選考)

○ 議長 再開します。引き続き会議を行います。(午前11時40分)

○ 議長 議会運営委員を事務局次長をして報告させます。

(事務局次長 今瀬恵美君)

○ 事務局次長 議会運営委員会の委員を報告します。

渡邊昌俊君、佐伯好典君、梅田みつよ君、杉山哉史君、以上4名であります。

○ 議長 お諮りします。議会運営委員については、白川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、ただ今の報告のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今報告のとおり、議会運営委員に指名します。

委員長及び副委員長は、白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。よって、委員会開催のため、

暫時休憩します。（午前11時41分）

- 議長 委員会の会議室は、第1会議室を指定しますので、ご協議をお願いします。
（委員長、副委員長互選のため、委員会開催）
- 議長 再開します。引き続き会議を行います。（午前11時46分）
ただ今、議会運営委員会において互選されました、委員長、副委員長を事務局次長をして報告させます。
（事務局次長 今瀬恵美君）
- 事務局次長 議会運営委員長 梅田みつよ君、副委員長 佐伯好典君、以上です。
◇追加日程第8 議会広報編集委員の選任
- 議長 追加日程第8「議会広報編集委員の選任」を議題とします。
- 議長 議会広報編集委員の選任については、議長において、推薦委員を指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長 ご異議がないようですので、推薦委員を指名します。
安江孝弘君、渡邊昌俊君、佐伯好典君、梅田みつよ君を指名します。
- 議長 推薦委員の方は、別室で議会広報編集委員を選考してください。
暫時休憩します。（午前11時46分）
（推薦委員 別室で議会広報編集委員を選考）
- 議長 再開します。引き続き会議を開きます。（午前11時50分）
- 議長 議会広報編集委員を事務局次長をして報告させます。
（事務局次長 今瀬恵美君）
- 議会事務局長 議会広報編集委員の報告です。
渡邊昌俊君、三戸勝徳君、伊佐治優君、田口守也君以上4名であります。
- 議長 お諮りします。議会広報編集委員については、白川町議会広報発行に関する規則第3条第2項の規定により、ただ今報告のとおり選任したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今報告のとおり、議会広報編集委員に選任します。
- 議長 委員長及び副委員長は、白川町議会広報発行に関する規則第4条第2項の規定により、委員において互選することになっております。よって、委員会開催のため暫時休憩します。（午前11時52分）
- 議長 委員会の会議室は、第1会議室を指定しますので、ご協力をお願いします。
（委員長、副委員長互選のため委員会開催）
- 議長 再開します。引き続き会議を行います。（午前11時59分）

- 議 長 　ただ今、議会広報編集委員会において互選された委員長、副委員長を事務局次長をして報告させます。事務局次長。
（事務局次長 今瀬恵美君）
- 事務局次長 　議会広報編集委員長 渡邊昌俊君、副委員長 田口守也君、以上です。
- 議 長 　ここで、12時10分まで休憩とします。（午後0時01分）
（事務局職員 追加議案配布）
- 議 長 　再開します。引き続き会議を開きます。（午後0時10分）
- ◇追加日程第9 同第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議 長 　追加日程第9 同第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。
- 議 長 　伊佐治優君の除斥を求めます。
（伊佐治優君除斥）
- 議 長 　説明を求めます。町長。
（町長 登壇）
- 町 長 　追加日程第9 同第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 　説明が終わりました。お諮りします。
本件は、人事案件ですので、この際、質疑、討論は省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 　ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、ただちに採決します。
同第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議 長 　起立全員であります。
よって、同第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。
- 議 長 　伊佐治優君の出席を求めます。
- 議 長 　ただ今、伊佐治優君から、発言の許可を求められましたので、これを許します。
（監査委員 伊佐治優君、あいさつ）
- 伊佐治優君 　ただ今、選任していただきました伊佐治優でございます。よろしくお願いいたします。つい先日まで悠々自適のような生活をしておりましたが、一本釣りのような形でこちらの方へあがってきました。監査委員ということで自分の気を引き締めながら、努めて行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

します。

◇追加日程第10 議員派遣について

○ 議 長 追加日程第10「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣につきましては、記載事項に変更が生じた場合の修正を、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしの認めます。

よって、記載事項に変更が生じた場合の修正は、議長に一任いただくことに決しました。

(1番 渡邊昌俊君より町長に送別の辞の申し出)

○ 議 長 1番 渡邊昌俊君から、退任される横家町長に対し、議会を代表して送別の辞を申し述べることにについて許可を求められましたので、これを許します。

(1番 渡邊昌俊君 登壇)

○ 1 番 ここに白川町議会を代表しまして横家町長にご挨拶申し上げます。

今から8年前、「みんなでやろまいか」「ほっとひといき 心癒されるまちづくり」をキャッチフレーズに、町政の舵取り役を担われて以来、白川町発展のために陣頭指揮をとり、時に厳しく、時にやさしく強いリーダーシップを発揮され、一途に走ってこられました横家町長のそのご苦勞に対し、心中より敬意を表し、感謝と御礼を申し上げるものでございます。

横家町長が、在任された8年間は、長い白川町政にあつて、まさに変革の年月であったのではないかと思うところでございます。日本地域創生会議が、発表した消滅可能性都市として白川町が県内でトップであるとのショッキングな報告を受け、いち早く移住交流サポートセンターを立ち上げ、事業に着手されました。濃飛バスの運行が困難となるや即座に地域交通事業に着手され、おでかけしらかわのシステムを構築されました。第6次総合計画を作成される中で、長年の検案であった学校統合事業、庁舎建設事業についても真摯に取り組み、多くの声を集約されてその方向性を決められました。

東京オリンピック、パラリンピックの選手村ビレッジプラザの木材提供事業や大きな反響を呼んだ白川町を舞台としたドラマ「岐阜にイシュー」の放送な

ども鮮明な記憶として残っているところでございます。また、何をおいても一番の功績は、飛水狭街道上麻生防災事業において、その道筋をつけられたことではないかと思えます。横家町長の功績は、まさに枚挙にいとまがありません。もちろん、在任の間は順風満帆なことばかりではなく、2年続けての河岐地区の浸水被害、昨年からのコロナウイルス対応など数々の困難な課題にも、持ち前の政治手腕、行動力で立ち向かい、難題もその都度、克服してこられました。引き続き町政を担ってほしいと多くの声がある中、2期8年での勇退を決意されましたことは誠に残念ではありますが、今後も、後輩が進む道を見守っていただき、白川町政が道を踏み間違えることなく、いっそう推進できますよう折に触れご指導、ご鞭撻を賜りますれば誠に幸甚と存ずるところでございます。甚だ意を尽くせず名残り惜しいところでございますが、ここに横家町長の今日までの労いつつ送別の言葉といたします。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

○ 議 長 町長から、発言の許可を求められましたので、これを許します。
(町長 横家敏昭君、正面左側前方にでて議員のほうへ面する。)

○ 町 長 ただ今は、本当に身に余る送辞の弁を頂きましてありがとうございます。わたくしにとりまして8年間というのは無我夢中の人生であったなと思いません。わたくしは、早い時点から2期だということで自分自身に決めて参ったこととございまして、その中で、なぜわたくしがそのように決めたかと申しますと、わたくしの先祖が、微々たるものを積み上げ蓄えてきた財産をほとんど食いつぶした訳でございます。これはお金ばかりではございません。徳というものも食いつぶしたなと思うところでございます。それを、政治の中において徳というのは非常に大切なことだなと思うものでございます。中国の古典の一経にもあります「積善の家には必ず余慶あり、積悪の家には必ず余殃有り」という言葉がございますけど、こうしたものが、それぞれの人生あるいはそれぞれの地域というものを形作っていくんだということを身に染みて感じたものですから、この8年目をやる時点で、町長に出ません、とまわりには繰り返してきたものでございます。

渡邊議員さんからいろいろなお褒めの言葉を頂いたわけでごますけれども、何一つ自分としてはやった、という思いはございません。すべては、職員がやってくれたこととございまして、すべて新しいことばかりでございます。職員の皆さんには本当にご迷惑と白川町のために頑張ってくれたな、というふうに感じているわけとでございます。と同時に、このこと自体につきましては、議員の皆様方のご理解とご協力がなくしては一步も前へ進まない事業とございました。これにつきましても議会の皆様にも厚く感謝、御礼申し上げるものでござ

います。

私の尊敬する安岡正篤先生の言葉のなかに、政治で一番大切なことはなにか、という話の中で、一番大事なのは、筋を正す、ことだそうです。筋を正すとはどういうことだと申しますと、善か悪かの判断をするのだそうです。善とはどういうことかと申しますと、一般人類のためになる行いである。悪とは、一人の利をするための行いである。これが善悪の判断であってその他に決して善悪の判断というのではないと謳われております。このことをいつも頭に刻みつけながらわたくしはやって参ったというふうに思っております。決して、ひとりの、自分個人の利というものを考えない、そういうことが成人として一番大事なことではないかなということを改めて自分自身に退任するにあたって改するものであります。意は尽くしませんが、皆さま今日までこられましたことを改めて御礼申し上げまして、退任にあたっての言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

- 議長 以上をもって、本臨時会に付議された案件は、すべて終了しました。これをもちまして、令和3年白川町議会第2回臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

(午後12時20分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長

議長

議員

議員

